

情報公開審査会の答申概要（答申第30号）

- 1 公開請求文書 ○○町長選挙（H○年○月）時の県警本部裏での運動妨害告訴告発に関する監察結果に関する資料一切
- 2 担当課（所） 警察本部警務部監察官室
- 3 不服申立て等の経緯
- | | | | |
|---------------|----------|--------------|----|
| (1) H14. 4. 1 | 公開請求 | (4) H14.7.25 | 諮詢 |
| (2) H14. 5.16 | 存否応答拒否決定 | (5) H17.2.18 | 答申 |
| (3) H14. 7.12 | 審査請求 | | |
- 4 諒問に係る審査会の判断結果
公開請求文書について、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

該当条項	審　　査　　会　　の　　判　　断　　要　　旨
条例第10条 (公文書の 存否に 関する 情報)	<p>本件請求文書について、その存否を答えることは、警察職員の規律違反の監察結果の端緒となる特定の告訴・告発の存在を明らかにすることとなる。 よって、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。</p> <p>(条例第7条第2号(個人情報)該当性について) 本件請求文書は、審査請求人本人からの特定の告訴・告発に対する警察職員の規律違反の監察結果が記録されているものであり、特定の個人から告訴・告発がなされたか否か、また、その内容に係る情報は、特定の個人を識別することができ、また、当該個人の名誉や信用に直接かかわる情報であることから、同号本文に該当する。 なお、本件請求文書は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。</p> <p>(条例第7条第4号(犯罪の予防、捜査等情報)該当性について) 特定の告訴・告発を端緒として、その後警察職員の規律違反の監察がなされなかつたこと又は監察につながったことが明らかとなれば、特定の告訴・告発に対する捜査活動の有無等が露呈されることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同号に該当すると認められる。</p> <p>(自己情報の公開請求について) 条例に定める情報公開制度は、広く県民に対し請求の目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。 したがって、本件請求文書が請求者本人に係るものであっても、そのことが条例第10条の該当性の判断を左右するものではない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 6回

(別 紙)
答申第30号

答 申 書

平成17年2月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「〇〇町長選挙（H〇年〇月）時の県警本部裏での運動妨害告発告訴に関する監察結果に関する資料一切」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

本件公開請求時には審査請求人から合計33件の公開請求があり、公開請求に係る公文書量が大量であるとともに、条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれていることから、実施機関は、これらの公開請求を一体のものとしてとらえ、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年9月30日までとする旨平成14年4月12日に審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件請求文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号及び第4号により非公開とすべき情報を公開することになるとして、平成14年5月16日付で公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は平成14年7月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 質問

石川県公安委員会は、平成14年7月25日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件請求文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おお

むね次のとおりである。

- ア 公文書公開を求めた事由は、全国民が期待する、全国的に多発している警察官犯罪の防止、安全な都市づくりと警察刷新である。
- イ 審査請求人は、選挙運動中に警察官の妨害を受けた被害者であり、監察官に対して電話で告訴告発した。告訴告発人への捜査結果の報告義務は、刑事訴訟法に明記されているが、警察からは何の連絡もない。
- ウ 警察官等は、告訴告発を厳正公正に捜査し、記録する。その後関係文書は送検される。犯罪事実、容疑については、公明な選挙のため、犯罪防止のため、警察、検察の記者会見等で公表され、報道されている。
- エ 公文書情報等を明確にしなければ、警察官の妨害は継続する。選挙に絡む犯罪等の警察の関与する構造的不祥事件は、公開が抑止力にもなる。
- オ 非公開では警察刷新は不可能であり、社会正義に反する犯罪隠しが増大することは、全国の状況からも明白である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書の内容について

本件請求文書は、特定の告訴・告発に基づく、警察職員の規律違反に係る監察結果に関する公文書である。

仮に本件請求文書が存在するとすれば、その内容は、特定の告訴・告発の有無、その内容に関する情報が含まれているほか、捜査に着手したか否か、捜査の対象あるいは捜査方針、捜査経過、捜査結果及び捜査手法等に関する情報が含まれるものである。

よって、本件請求文書の存否を答えることは、監察の端緒となる特定の告訴・告発に係るこれらの情報を明らかにするのと同様の結果が生ずるものと認められる。

2 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件公開請求について、審査請求人から「自分が出馬した〇〇町長選挙において選挙運動を妨害されたことを告訴告発した監察結果である」旨の発言があった。

したがって、本件公開請求は特定の個人に関する情報の公開を請求するものであり、特定の告訴・告発がなされたか否か、またその内容にかかる情報は、特定の個人が識別され得るとともに、当該個人の名誉や信用に直接かかる情報であることから、同号本文の非公開情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

特定の告訴・告発に基づく捜査に関する公文書には、捜査に着手するか否か、捜査の対象あるいは捜査方針、捜査経過、捜査結果及び捜査手法等に関する情報が含まれているも

のであり、これらを公開すると、犯罪捜査そのものに支障を及ぼすことから、同号に該当する。

4 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本件公開請求のように特定の告訴・告発に関する監察に係る公文書についての公開請求が行われた場合、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の告訴・告発の有無や当該告訴・告発に対する捜査に着手したか否かの事実が明らかとなり、条例第7条第2号及び第4号の非公開情報を公開することとなる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、特定の告訴・告発による警察職員の規律違反の監察結果を記録した文書であり、実施機関の職員が作成し、管理していることとなる。

3 条例第10条の該当性について

条例第10条は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。

本件請求文書について、その存否を答えることは、警察職員の規律違反の監察結果の端緒となる特定の告訴・告発の存在を明らかにすることとなる。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

本件請求文書は、審査請求人本人からの特定の告訴・告発に対する警察職員の規律違反の監察結果が記録されているものであり、特定の個人から告訴・告発がなされたか否か、また、その内容に係る情報は、特定の個人を識別することができ、また、当該個人の名誉や信用に直接かかわる情報であることから、同号本文に該当する。

なお、本件請求文書は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とする情報のうち、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

特定の告訴・告発を端緒として、その後警察職員の規律違反の監察がなされなかつたこと又は監察につながつことが明らかとなれば、特定の告訴・告発に対する捜査活動の有無等が露呈されることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同号に該当すると認められる。

(3) 本件対象文書について

以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、「告訴告発人への捜査結果の報告義務は、刑事訴訟法に明記されている」と主張しているが、条例に定める情報公開制度は、広く県民に対し請求の目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。

したがって、本件請求文書が請求者本人に係るものであっても、そのことが条例第10条の該当性の判断を左右するものではないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 25	○ 諸問を受けた。 (諸問案件第49号)
14. 8. 29	○ 諸問庁(公安委員会)から理由説明書を受理した。
16. 8. 31 (第116回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 9. 16 (第117回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 10. 29 (第118回審査会)	○ 審査請求人から意見聴取を行った。
16. 12. 2 (第119回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 1. 7 (第120回審査会)	○ 実施機関 (警察本部警務部監察官室) の職員から意見聴取を行った。
17. 2. 3 (第121回審査会)	○ 事案の審議を行った。